

〔研究ノート〕

利害調整のための内部統制

Internal Control for Interest Adjustment

田 端 哲 夫

Tetsuo TABATA

キーワード：会計不正、内部統制、利害関係者、債権者保護、配当可能利益、エクイティ会計、エージェンシー理論、利害の対立、投資家保護、情報の非対称性

Key word : accounting irregularities, Internal Control, interested party (stakeholder), creditor protection, profit available for dividend, equity accounting, agency theory, conflict of interests, Investor protection, asymmetric information.

要約

内部統制は、会計不正をなくすための過程である。内部統制は、多くの利害関係者の期待を満足させるものでなくてはならない。

利害調整会計は、野球の審判が使う会計であり、情報提供会計は、野球の監督が使う会計である。制度会計は、債権者保護から投資家保護へ変化し、内部統制のための利害調整会計は、エクイティ会計からエージェンシー会計に変化した。

エクイティ会計は、配当可能利益によって利害調整し、エージェンシー会計は、コーポレートガバナンスによって利害を調整する。

Abstract

Internal control is a process to get rid of accounting irregularities. Internal controls are able to satisfy the expectations of many stakeholders.

Equity accountings are the accountings that an umpire of baseball uses. Operational accountings are the accountings that a supervisor of the baseball uses. System accountings changed from creditor protection to investor protection. Accountings for internal control vary from equity accounting to agency accounting.

Equity accountings regulate an interest by profit available for dividend. Agency accountings adjust an interest by corporate governance.

はじめに

内部統制が制度化される意味は、利害関係者のニーズに役立つ共通性のある認識ができることにある。制度化されないときには、それぞれの利害関係者が期待する内部統制の意味が、それぞれに異なることにより混乱が生じていた。その混乱が、誤解やさまざまな期待を生み、企業内での問題が起こってくる。また、内部統制について明確な定義がなされないまま、いろいろな法律の中にいろいろな利害関係者の立場に立った「内部統制」が使われだすと問題は、より複雑となる。

粉飾や不正経理をなくすためには、コンプライアンス体制の整備が必要であるといわれているが、ある一つの法令を守っておればよいというものではない。法律はある立場からの規制を持っているために、内部統制をコンプライアンスだけで捉えると問題が大きくなる場合がある。コンプライアンスは、日本語では「法令順守」と訳してしまうために、法律を守っていれば良いと解釈してしまう。それぞれの法律の中にある「内部統制」については、いろいろな利害関係者の期待に応えるためのものであり、法の背後にある理想や思いやりを見失わないように解釈しなくてはならない。

そのために、内部統制が制度化される以前の商法や証券取引法が、利害関係者に対してどのような取扱いをしていたかを利害調整会計の立場から見直し、新しく内部統制について制度化された会社法と金融商品取引法の中にある利害関係者の関係把握を捉え直すことにする。

現在、内部統制の問題が前面に押し出されてきた。内部統制と会計の間には切っても切れない関係がある。そこで両者の関係についての目どころを考えていることを、将来の研究の方向性付けに資するため研究ノートにしておきたい。

1. 財務報告信頼のための内部統制

アメリカにおいて2001年に起こったエンロン社の不正会計事件を契機に企業の内部統制に関する議論が高まった。企業不祥事による資本市場の信頼失墜を防ぐために2002年7月に異例の早さでSOX法が施行された。このSOX法は、最高経営責任者（CEO）と最高財務責任者（CFO）に自社の財務報告にかかる内部統制を評価したうえで、正確で信頼できるものであるということを宣誓し、署名した内容に虚偽があった場合には、最高で500万ドルの罰金または最高20年の禁固刑となる法律である。特にその中でも404条は、上場会社に対して「財務報告に係る内部統制」の構築徹底を求めるものでSOX法の象徴でもある。この法律の正式名称は「Public Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002」（公開企業会計改革ならびに投資家保護法）という。この正式名称が示すように、投資家（Investor）保護のための法律になっている。SOX法の根底には、証券市場から粉飾決算を防止し、撲滅できるような経営管理システムを形成することによって投資家を保護しようとするものである。

日本の場合でも2004年10月に西武鉄道における有価証券報告書の虚偽記載が明らかになり、2005年4月には、カネボウにおいて連結最終利益の粉飾があったことが明らかになった。2006年2月には、ライブドア事件で前社長ら5人が証券取引法違反の容疑で逮捕された。このような状況は、アメリカの不正会計事件と同じ状況である。

日本版SOX法は、投資ファンドの規制や不公正な株式取引の罰則強化を盛り込んだ金融商品取引法として、2006年6月7日に参議院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立した。金融商品取引法制の施行日は、「証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の公布の日（2006年（平成18年）6月14日）から起算して1年6ヶ月を超えない範囲において政令で定める日」とされているために、2007年9月に施行された。金融商品取引法によって義務付けられた「四半期報告制度」「内部統制報告制度」「確認書制度」は、同日から施行され、2008年（平成20年）4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

この当時の日本の金融庁は、銀行の不良債権問題が終息しつつあり、不良債権処理から利用者保護に行政運営をシフトしていた。そして、行政執行面だけでなくルール面からも整備が必要になっていた。ライブドア事件以後、利用者保護の理由に業務停止命令を受けた金融機関は、2006年5月に損保ジャパンにおいて保険金不払い容疑、6月に三井住友海上火災で保険金不払い容疑、12月に三洋信販で過払い金の返還額を偽造、2007年1月は日興コーディアルグループで決算書の偽造により課徴金納付命令、3月には東京海上日動火災保険などの損保10社において保険金不払い容疑など、明治安田生命保険、消費者金融大手のアイフル、旧みずす監査法人などを対象に金融庁は行政処分を出しているが、その多くは利用者に損害を与えたケースである。^(注1)

この金融商品取引法は、企業が正確な財務報告を行うように社内体制を整備する「内部統制」について定めた法律であり、上場企業に内部統制を義務づけている。この法律は、財務報告の正確性を確保することが投資家の利益につながるために、投資家保護が目的で作られている。内部統制とは、企業内部の管理体制のことで金融商品取引法の内部統制報告書制度に基づき財務諸表が正しく作成されたかを経営者がチェックし、監督を受ける。業務や管理の仕組みを文書化して保存し、実効性を調べ、財務諸表の信頼性を担保するものである。

しかし、内部統制は、元々から企業には存在しているもので、決して新しいものではない。内部統制とは、経営管理のことであり、企業活動しているならば経営管理システムは構築され運用されているのである。企業として不正や誤りを予防し発見するシステムは作られていたはずである。取引を行う場合に責任者に承認を得ることや、会計伝票を作成し、上位者に承認を得るといったことも内部統制の1つである。元々、企業は、多くの利害関係者を有し、それぞれのステークホルダーは、利害を主張していた。ステークホルダーは、一定の基準に基づいて作成された財務諸表情報に基づいて意思決定をしている。そのために、財務諸表の信頼性を確保するために内部統制システムはあった。内部統制の構築といった場合に、新たに構築する箇所の方が少ない場

合もある。以前から財務諸表を作成する手続は、信頼性を確保するためのものであり、ステークホルダーが、適正に企業を評価・判断するために不可欠なシステムであったので、昔からなくてはならなかったシステムであるために今回の内部統制のシステムの制度化については見直しということである。

本来は、企業の経営管理に法律を入れる必要はないが、前述したような不適切な行為を行う経営者が現れて、多くの投資家などのステークホルダーに損害を与える事案が頻発したために、法律は投資家保護の最小限のルールによる規律をせざるを得なかったのである。

金融庁は、2004年3月期から財務報告の適正と内部統制に問題がないという「代表者確認書」の提出を上場会社に対しては任意で求めている。そして、東京証券取引所は、2005年3月期から適時に情報開示を行うことを経営者に宣誓させる「宣誓書」や「有価証券報告書」の内容に不実の記載がないことを確認する「確認書」の提出を求めている。このときに、この宣誓書や確認書の裏づけとなる社内体制の整備状況などについて資料を提出させている。このように社内体制に対する経営者の責任としての構築義務については従来から前提条件であったし、この数年間は、宣誓書や確認書によって公表される情報については信頼性確保を担保することとされている。

内部統制は本来、企業自身が事業を円滑に実施するために必要なものである。そのために、財務会計の中にも、株主や債権者などの利害関係者保護のための観点から制度会計がつけられている。この制度会計は、商法会計システムや証券取引法会計システムであり、それらの利害関係者保護の仕方を内部統制システムとの関連で捉え直すことにする。

2. 会社法の債権者保護

財務会計は、株主、投資家、取引先、銀行といった債権者や国である税務当局など企業外部のステークホルダー（利害関係者）に対して、企業の財政状態や経営成績に関して報告することを目的としている。企業と取引を行う市場の取引主体は、ステークホルダー（Stakeholder）であり、企業の側から見た場合は、利害関係者（Interested Party）である。企業は、利害関係者の集合体で成り立っている。

その利害関係者である顧客は、できるだけ安い価格で商品を買いたいと思うであろう。従業員は、高い賃金を求め、純利益を増やすことを望み給料の増加を望んでいる。融資している金融機関は、株主や顧客、従業員とは違い、返済するための資金を確保することを望んでいる。極端に言えば、どれだけ儲かるかよりも、どれだけ返済のための資産をもっているかが、会社を評価・判断するうえで重要な観点である。このような観点は、財務会計の中に利害調整会計という分野があり、それぞれのステークホルダーの要望を調整するという機能を重視して理論構成している。このような利害の対立（conflict of interests）が起こる企業において、コンフリクトの解消という役割を利害調整機能として利害調整会計（Equity Accounting）は果たしてきた。

株主の利益と債権者の利益そして、経営者の利益は、時として利害が対立することがある。そのために、商法は債権者保護という立場から制度会計として商法の会計システムを樹立し、証券取引法は、株主保護という立場から制度会計として証券取引法の会計システムを樹立してきた。そして、利害調整会計は、株主と債権者に利害の対立を防ぐために、商法は債権者保護の立場で計算書規則を制定し、証券取引法は株主の立場で財務諸表の作成を求めている。

従来の商法は、配当可能利益を計算することによって利害調整していた。債権者は、株主よりも権利が相当制限されている。債権者は、経営成績の善し悪しとは関係なく金利を受け取り、期限が来れば債権は回収できるが、経営には参画できず、企業の倒産の時には元金の回収が不可能になる危険を負っている。株主が、過大な配当決議によって多額の現金が流出すると、企業の存続が危機となり、債権者の権利は侵害される。利害調整会計は、配当金が増額されると株主は歓迎するであろうが、債権者は現金の流出が伴う配当金の増額は、債権の担保となる財産の減少を意味するから不安に陥るであろう。多くのステークホルダーはそれぞれの立場で利害を主張するために、それぞれの利害を調整するために企業は一定の基準に基づいて財務諸表を作成している。

商法の配当可能利益の算定方法は、純資産増加説による純利益計算である。純資産増加説は、財産法と呼ばれる利益計算法により算出される方法である。

「期末純資産－期首純資産＝純利益」

つまり、財産法は、貸借対照表によって表される利益計算法である。純資産増加説によって求められた利益を全て配当や役員賞与にまわしたとしても1年前と同じ担保力は維持できる状態であるために、この利益を配当可能利益といている。財産法は、資産負債観（Asset and Liability View）に対応している。資産負債観は、資産や負債の定義と測定が行われ、それに基づいて算出された資本の期中変動額をベースに利益を算出するものである。債権者保護の立場は、資産負債観による資産を清算的売却の対象物と見ている。

株主は、出資したカネが有効に使われ、配当金として還元されることを期待している。そのために株主への配当金を増やすためには、純利益を増やす必要がある。たとえば、株主が資本からタコ配当をしようとしたときとか、架空利益を計上して配当に回そうとしたり、資産を水増ししたり、費用を計上しなかったりしたときには株主は、一時的には良い結果が出るであろうが債権者にとっては貸し付けた資金の返済財源が不当に減少し、不利益となる。

「タコ配当」は、利益があるように見せかける粉飾決算などによって行われる。「タコ配当」が行われた場合、その剰余金分配は無効であり、会社は株主に対してその返還の請求ができ、会社債権者は、直接株主に対して違法分配額を自分に返還することの請求ができる。また、業務執行取締役などや、株主総会や取締役会に剰余金分配議案を提案した取締役に対しては、原則として分配額を支払う義務が課せられる。

このような、商法の債権者保護機能は、配当可能利益計算構造によって果たされることになっ

ていた。債権者保護は、債権者の担保力である純資産の維持を財産評価益の排除に求め、配当可能利益の測定伝達にあると考えられた。そこでは、純資産維持を達成するための資本維持の原則があった。また、この資本維持原則という債権者保護機能は、企業の破産防止目的という、単純なものだけでなく債権者と株主との利害調整を目的として、債権者の唯一の担保力である純資産額の維持を内容とした配当可能利益の計算にあった。

このような、債権者保護の内容は、大陸系の商法である1673年のフランス商事条例（Ordonnance du commerce）や1861年の普通ドイツ商法（Allgemeines Deutsches Handelsgesetzbuch）の流れの中にあり、日本の商法もドイツからの影響を受けて明治23年に制定されているのである。

しかし、新会社法は、「利益の分配」という概念が消えて、「剰余金の分配」^(注2)という概念が導入された。旧商法では、配当は年に2回という制限が賦されていたが、新会社法では、臨時計算書類を作成すれば、いつでも、配当できる。新会社法では、資本が減少すれば剰余金として計上することになるが、剰余金を分配できるので、企業会計上の「資本と利益の区分」に反して、いわゆる「タコ配当」は合法となった。しかし、新会社法は、「剰余金の分配」に関して、制限を設けている。その制限の1つは、剰余金が300万円以下であれば、配当してはいけないという制限を設けている。ちなみに、300万円というのは、かつての有限会社の最低資本金である。

もともとの商法は債権者保護の精神であったが、商法改正によって債権者保護の精神を維持していたのは、平成3年の改正ぐらいまでであった。会社法が、有限会社を廃止し、株式会社について1円以上の資本金による設立を認めたことなどは、債権者保護の精神をなくしたといってもよいであろう。もちろん、債権者保護の精神は、剰余金分配規制において、純資産が300万円未満の場合には剰余金分配を禁止する（会社法458条）ものとして、債権者保護の精神を守っている部分もあるが、剰余金分配の制限による「債権者保護は、むしろ将来の株主に対する表示（資本金）の真実性を担保するところに意義を有しているのではなからうか」^(注3)という意見もある。

もう一つの制限は、企業会計の利益を超えて配当してはいけないというものである。すなわち、「債権者はいわば市場価格で保護されていて、事前に見込んだリスクに見合う金利を要求する。そこでは、むしろ借り手の企業に、配当限度額を定めて資本コストの上昇を避けようとするインセンティブが働くことになる。一般的に会計上の利益ないし留保利益が配当限度とされる場合でも、そこで重要なのはあらかじめ限度を決めることであり、なにを限度とするかは本質的な問題ではない。また、それを法律で決めても契約で決めてもかまわない。」^(注4)としている。会社法も、債権者・株主の利害を調整するために配当してもよい金額を規制して、剰余金の分配は、剰余金のうち300万円を超える部分で、かつ、企業会計上の利益を超えない部分が配当対象とされた。（会社法、第462条、第463条）この意味では、新会社法も債権者保護を意識しているのである。

3. 金融商品取引法の株主保護

このような商法に変化をもたらしてゆくのは、20世紀に株式会社制度が一般的に導入され始めてからである。資本主義社会における企業の利害関係者としての株主の地位が上がり、債権者だけでなく株主保護の要請が出てくる。株式会社は、経営と所有の分離した企業の経営者が、自己の地位を確固たるものにするために配当を抑制し、企業内に利益留保するという「逆粉飾」などがあり、株主の利益配当についての請求権が侵害される結果となる。また、決算日現在の株主と将来の株主である投資家との間にも利害の対立を調整する必要性が生じた。株主と投資家の違いは、潜在的株主が投資家である。投資家が株主になる判断基準は、企業の収益性であり資金力などの場合が多い。その他にも、株主と経営者の利害調整は、多額の役員報酬を支払うことは、株主に対して株主価値を減少させることになる。

このためにも、決算日の純資産の大きさを正しく算定することが、債権者と株主、株主と投資家または株主と経営者の利害調整機能を果たすことになる。このような機能を果たしてきた利害調整会計をエクイティ会計 (Equity Accounting) と呼んでいる。

このエクイティとは、会計的には持分という訳が付いている。広義の解釈は、企業財産に対する資本主及び債権者の権利または請求権である。狭義には、企業財産に対する資本主あるいは企業主の権利または請求権と解されている。すなわち、広義は、貸借対照表の負債及び純資産の両者のことであり、狭義は、純資産の部分のみを指している。すなわち、エクイティとは、資本主および債権者の企業財産に対する、抽象的な貨幣額によって表された財産権であり請求権である。これは、企業の資産に対する所有権ではない。エクイティは、もともと不在地主の権利問題としてであった。中世のイギリスにおいて、領主が戦争などで不在のときに、友人などの第三者に土地を委託することから始まった。土地使用における受益者（領主）と受託者（友人）との信任の関係にある。そして、受託者（友人）が受益者（領主）との約束を守らない場合、それまでの所有権だけの考え方では問題解決ができなかった。その後、エクイティ（持分）という財産権として考えることにより利害の調整ができるようになった。エクイティの考え方は、信任関係が根底にあるもので、個人主義による自由な契約関係とは違っている。信任の関係は、対等ではなく互助関係である。信任関係とは、医者や弁護士、税理士などに専門家と患者や依頼者である素人が相談するなり業務を委託するときの関係である。信任関係の取引には、信任された側の倫理観が重要な位置を占める。しかし、この倫理観に頼って健全な信託関係を維持するためには、法律によって規制しなくてはならない。このような関係に根ざす会計のあり方が受託者責任会計であり、コーポレートガバナンスの一環としての会社法の会計に通じている。

日本では、江戸時代に米の先物取引が大阪の堂島で組織的に行われ、物的な取引形態としては世界的にも先進的であった。^(注5)しかし、近代的な法制度が導入されるのは、明治になってからである。証券取引は明治政府が発行した国債の取引から始まった。商法により株式会社制度が

導入され株式の発行や取引も始まったが、株式や社債の発行手続と決算手続に関して株主に対する一定の情報開示が、義務づけられていたが、債権者保護と株主権の行使に必要な情報が提供されるもので、投資情報としての整備はされていなかった。日本において「証券取引法」として制定されるのは昭和23年に、アメリカの証券法と証券取引所を手本に導入された。当初の証券取引法は、投資家保護、取引の公正確保、投機的な取引の規制、銀行の証券業務の禁止などが強く打ち出されたが、連合国軍総司令部（GHQ）の強い指導のもとに証券取引制度が整備されていった。このときの規制監督機関として、アメリカの証券取引委員会（SEC）に当たる独立行政機関として証券取引委員会が置かれたが、GHQによる占領の終結により昭和27年には廃止され、大蔵省に移管された。

戦後の日本の企業社会は、証券市場を意識しないで、主として証券業者の取り締まりのための証券取引法であり、企業社会の基本的なルールを定める法としては意識されていなかった。戦後日本の証券取引法とは、商法の補う法律であるという意識であり、商法が強く意識していたのが、債権者保護中心の考え方であった。証券取引法が商法の補完的な位置づけであった時代は、証券取引法の固有の株主保護という立場がうたわれるに過ぎなかった。証券取引法は、証券市場におけるマーケット法としての論理が認められ、商法との関係は逆転し、株式会社とは、証券市場に適合した会社形態とし、証券市場が要求する情報開示やコーポレートガバナンスが備わった会社でなくてはならなくなった。

証券取引法の改正は、株主への情報提供としての会計への変貌を余儀なくされ、情報会計は制度会計の変化の中に隠された。現代の制度会計のグローバル・スタンダードへの適応は、会計情報の要求に応えるための改正であった。証券取引法の会計は、リース会計や金融商品会計、ストック・オプションなど伝統的な収益費用観では認識されない取引が企業の経営成績や財政状態に影響を与えた。このため、これらの取引を財務諸表上で認識できる資産負債観に基づき会計基準が設定されている。

情報提供会計は、企業の業績を評価するうえで有用な情報を提供することであり、投資その他の意思決定にあたって、役に立つ情報を提供するということである。すなわち、利害調整目的のために厳密な財産計算による利益よりも、企業の全体像をいかに映し出すか、もしくは今後の企業の収益性や成長性をいかに映し出すかという面を情報として提供するという機能が重視されていると見るのである。

このような流れは、1966年アメリカ会計学会（American Accounting Association ; AAA）から発表された「基礎的会計理論」に関する報告書（ASOBAT）の「会計情報の目的は投資者の意思決定に役立つこと」だとする情報提供会計の影響を受けている。すなわち、伝統的な利害調整会計に対して、ステークホルダーの立場から会計を再定義し、その後のアメリカにおいて盛んになる意思決定有用性アプローチ（decision-usefulness approach）による情報提供会計が、

証券取引法の中に入り込んでくる。

米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board；FASB）はこの意思決定有用性アプローチを採用し、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board；IASB）にも大きな影響を与えている。

企業外部のステークホルダーに向けた情報提供会計は、ステークホルダーが行う取引に会計数値が不可欠なのであるからであり、市場の需要に対応したものである。会計数値に対する市場の需要が、特に強いステークホルダーは、株主と債権者である。しかし、資本市場と金融市場の投資者たちは、情報の非対称性（asymmetric information）の状態におかれている。「情報の非対称性」とは、関係する経済主体間で、持てる情報量に隔たりがある状況をいい、売り手と買い手、発注者と受注者、経営者と従業員、株主と企業、社員と家族、いたるところでこの状況は想定されるために、これらのステークホルダーは、会計数値の公表を強く望んでいる。持てる情報量に差があって、一方が優位者、他方が劣位者になる場合、健全な競争市場が機能しなくなる。

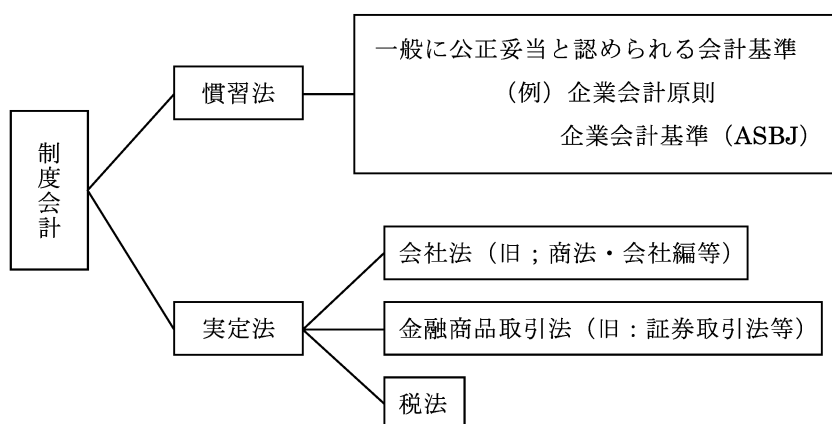
情報提供会計は、資本市場と金融市場の投資者たちにとってその意思決定に役立つ会計数値である。投資者たちの投資は証券（株式、債券など）の購入という形になるが、その品質情報は不足していて、投資者は大きな不確実性にさらされている。証券の発行者としての企業がその会計数値を公表すると、投資者における情報不足が緩和され、不確実性が軽減される。これが、情報提供会計である。

利害調整会計というのは、利害関係者のコンフリクト解消のために、利益計算し資産計算しているのである。利害調整会計は、そのために正しい利益計算することによって、「株主の利益も債権者の権利も侵害しないことから、これを利害が調整されたと見る」^(注6)のである。経営者の業績評価に役立つ利益計算数値を提供して、株主が経営者の業績を評価できるようにしようとするものである。利益計算数値を通じて経営者の業績が評価されるとすれば、経営者としては業績が改善されるように、あるいは業績が下がらないように、経営努力の水準を引き上げざるをえない。利益計算数値の公表は、利害調整会計との関連においては、経営者の意思決定コントロール（decision control）を助長し、これが株主の利害を促進することになる。債権者とのかかわりにおいても、利益計算数値の公表は、意思決定コントロールを通じて債権の貸倒れを防止するという意味で、債権者の利害を擁護するのに役立つ。利益計算数値の公表によってステークホルダーの利害の侵食を阻止するのが、利害調整会計となった。

情報提供会計の中に利害調整会計は含まれており、いずれもが重要な意味をもつものである。現在、この情報提供会計だけに言及し、利害調整会計を見落としているものが少なくない。利害調整の正しい利益が算出されるという社内体制のシステム構築が経営者の責任であり、情報提供会計は、利害調整機能を有していることが内部統制から見た利害調整会計である。

4. 会計基準と制度会計

ステークホルダーの企業に対する期待は、立場が異なることから各ステークホルダーの期待の公正を保つために、社会的な規制がある。その規制には、法律による規制と慣習規範による規制がある。株式会社は、「会社法」と「税法」に従わなくてはならない。株式を公開している企業は、「会社法」・「税法」の他に「金融商品取引法」（2007年以前は「証券取引法」）に従わなくてはならない。そして、慣習法は、「会計基準」といわれ、企業会計の発達過程の中で、実務における慣習として発達したものの中から、公正で規範とすることが妥当だと考えられるものを要約したものがあ。この主たるものが「企業会計原則」である。



図表 I - 2 会計と社会的規範

この3つの実定法における会計処理の詳細については、原則として日本の企業会計原則（一般に認められた会計原則、Generally Accepted Accounting Principle ; GAAP）に従うこととされている。企業会計にかかわる法令は、法律としては会社法、金融商品取引法、法人税法があり、その下に省令がある。会社法の計算規則は省令になっている。つまり、さまざまな経済環境に対して会計処理の規定が柔軟に対応できるシステムになった。

日本の会計基準の開発を2001年から担っているのは、民間団体である企業会計基準委員会（ASBJ、Accounting Standards Board of Japan）である。2006年12月に、これまでの成果をまとめた「財務会計の概念フレームワーク」をASBJの討議資料を公表した。

この概念フレームワークは、まず財務報告が果たす役割、その制度目的を明らかにするとともに、その目的を達成するうえで、会計情報にはどのような質的な特質がもとめられるのか、どのような経済事象を報告対象とし、それをいつ認識し、どのように測定するのかといった考え方のフレームワークを要約し明文化された。

財務報告の制度としての目的が明らかにされているのは、社会システムにおいて、そのシステムに関して期待されている目的こそが、その基本的性格を決定するからである。会計情報の質的

特性の章では、財務報告の目的を達成するうえで、会計情報がどのような質的な特性を備えていなければならないことが論じられている。

財務報告の目的は、投資家による企業成果の予測や企業評価のために、将来キャッシュフローの予測に情報を提出することにあるから、会計情報に求められる最も基本的で重要な特性は、その目的にとっての意思決定有用性である。

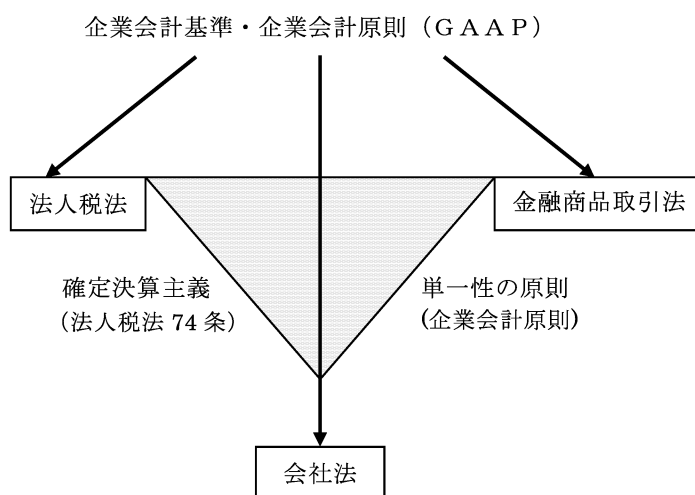


図1-2 会計規制のトライアングル体制

企業会計基準の規範性については、会社法が、公正な会計慣行である企業会計基準に従うことを定めた遵守規定がある。旧商法の32条「商業帳簿ノ作成ニ関する規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という斟酌規定であった。すなわち、従来は商法の会計規定が個別の会計処理上最優先され、公正な会計慣行は、商業帳簿の作成に関する商法規定がない場合に、その解釈上斟酌されるという副次的な位置づけの補充規定であった。同じような条文が新しい会社法の第431条において「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」という遵守規定へと変わった。すなわち、この規定は、会社法は会計の処理・表示において、原則としてその独自性を主張しないこととし、会社法などに規定がある場合もない場合も、会社の会計については、公正な会計慣行に従わなければならないという包括的な位置づけの留意的規定である。つまり、株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとされている。またそれを受けて、会社計算規則の第3条において、会社法上、公正な会計慣行に従うことが要求されている先取規定がある。先取規定とは、将来において会計基準が改訂・導入されることを予定しているものである。具体的には、①設立費用の資本控除、②新株発行費用の資本控除、③包括利益の表示、④過年度の計算書類の遡及修正などがある。

今後の企業会計は当期純利益に変わり、包括利益（Comprehensive Income）の表示を求めている。包括利益は、当期純利益にその他の包括利益を加えて算出される。その他の包括利益には、

外貨換算調整勘定やデリバティブの評価差額、売買可能有価証券の評価差額および最小年金負債調整などの市場動向の影響により生じた未実現項目も含まれる。包括利益は、当期純利益だけではなく未実現項目も含むその他の包括利益などで表示される。

金融商品取引法も、同じような斟酌規定が設けられている。193条には、包括規定が設けられている。より具体的には財務諸表等規則の第1条第1項において、同じように「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」という規定がある。

同じく法人税法においても、益金から損金を除いたものが課税所得であるが、この益金、損金は別段の定めのあるものを除き、企業会計上の収益と費用を指している。そして、収益、そして費用の額は、やはり同じように一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されると定められている。

したがって、それぞれが会計については会計基準に具体的な内容規定を委ねている。そして、ここでいう会計基準、つまり一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とは、基本的には（旧企業会計審議会時代からの）企業会計原則と、現在、ASBJから公表されている企業会計基準が該当すると解釈される。

金融商品取引法、会社法、税法の三者をバラバラに会計実務を行うという会計のトライアングル体制問題は、会計基準の見直しという理論構築から、株式会社と証券市場が一体で展開する時代に向けてのきっかけであると解釈できる。

2007年8月8日に企業会計基準委員会（ASBJ）は、国際会計基準（国際財務報告基準；IFRS）を作っている国際会計基準理事会（IASB）との共同声明「東京合意」を発表した。この合意は、2011年6月までに国際会計基準と日本の企業会計基準とを同じにするという合意である。2006年10月には、米国会計基準を作成する米財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準理事会は、米国で開いた合同会議で合意している。この合意内容の一部には、損益計算書から「純利益」の項目を廃止し、株式などの保有資産の時価変動を反映する「包括利益」に一本化する方向で合意している。

今までは、米国の会計基準が世界の会計基準であったが、2001年のエンロンの粉飾決算事件などで米国基準の信用が失墜した。2002年には、国際会計基準理事会のデビッド・トゥイーディー議長と米財務会計基準審議会のハーツ会長との間でコネティカット州ノーウォークにおいて、2008年を目標に米国基準と国際基準のコンバージェンス（共通化）する方向性で合意されていた経緯がある。

日本の企業会計基準委員会も、2004年10月にコンバージェンスを図ることは合意していたが、明確な目標としての期日は設けていなかった。今回は、その期日を2011年に設定したのである。企業会計基準委員会（ASBJ）は、2001年に発足し、減損会計や企業結合会計など新しい基準作りを行ってきた。また、この変化は、会社法や金融商品取引法の施行などと時期的にも同じで、

アメリカがエンロン事件によってアーサーアンダーセンの破綻が起きて、米国基準の信用が失墜していることを意識したように、日本もカネボウ事件や日興コーディアルグループの不正会計問題をきっかけにみずほ監査法人も2007年7月末で解散になっている。日本においても、内部統制と会計基準との関連を利害調整機能の観点から捉え直してみることが重要であることを示している。アメリカにおいては、内部統制と会計との関連については利害調整機能の観点から内部会計統制の報告がある。

5. エージェンシー理論と内部統制

内部会計統制のトレッドウェイ報告は、1985年10月から1987年9月にかけて、合衆国の財務報告システムについて検討を行っている。トレッドウェイ委員長は、元証券取引委員会（SEC）の委員長であった。委員会の使命は、不正な財務報告を引き起こす要因を識別するとともに、その発生の原因を減少させるための方策を明かにすることであった。

1987年10月に「不正な財務報告」、通称トレッドウェイ報告を発表している。これによれば、不正という問題は、財務報告プロセスに関与するすべての関係者が協調して対処しない限り解決できないと結論している。

この報告によれば、信頼ある財務報告をするためには、不正を無くす社風を決め、財務報告環境を作り出し、最高経営者層が、不正な財務報告リスクを引き下げることから始められなければならないとしている。そのために、最高経営者層が作り出す社風を改善するための枠組みとして、つぎの3つの段階が示されている。

- ① 企業特有の要因を含めて、不正な財務報告の原因となる要因を識別し理解すること。
- ② かかる要因が原因となる企業内部で生ずる不正な財務報告リスクを評価すること。
- ③ 不正な財務報告の防止または発見について合理的な保証を与える内部統制を設計し、実施することとしている。

企業経営を行うということは、不正な財務報告に結びつくさまざまな要因を本質的にもち込むということである。不正な財務報告の動機と機会とは、目標による管理そして分権化された経営といった、経営手法としては極めて有効な経営技法からもたらされる場合が多いことを報告書は指摘している。そのため、トレッドウェイ委員会は内部統制の範囲を企業の統制環境にまで拡大した。「企業の統制環境とは、内部会計統制が適用され、かつ、財務諸表が作成される状況である。企業の統制環境には、経営者の経営哲学と経営のやり方、組織の構造、割り当てた権限と責任を伝達し遂行する方法および人事管理の方法が含まれる。統制環境は、企業の財務報告書が作成されるプロセス全体に広範囲な影響を及ぼしている。」^(注7)として不正な財務報告が行われる可能性として、組織的要因によって影響を受ける場合もあるという指摘をしている。ここに、トレッドウェイ委員会にはエージェンシー理論の影響を受けているように見える。エージェンシー理論

は、階層的な意思決定過程に関する情報経済学的アプローチである。エージェンシー関係として利害関係者を位置づけることにより、第1段階の不正となる要因を識別するのに役立つ。

よって、制度会計学における利害調整機能の問題に接近するためにジェンセン＝メックリング (Jensen and Meckling [1976]) によって展開されたエージェンシー理論 (agency theory) を取り入れることができる。この理論では、「企業は経営者を中心とする複数のエージェンシー関係 (依頼人－代理人関係) から構成される契約の束 (ネスサス) とみなされる。・・・その中でも、とくに重要なエージェンシー関係は、株主と経営者の間の・・・関係であるが・・・プリンシパルである株主とエージェントである経営者の利害は必ずしも一致せず、しかも両者の情報もまた非対称なので、・・・経営者は常に株主の不備につけ込んで非効率に行動する可能性がある」^(注8) という見解を示した。

エージェンシー理論については、2001年にノーベル経済学賞を共同受賞したG・A・アカロフ、A・M・スペンス、J・E・スティグリッツたちの情報経済学で有名になった。

エージェンシー理論によれば、株主と経営者の利害調整関係は、エージェンシー関係に該当する。患者と医者、顧客と会社、会社と取引先、株主と経営者、学生と教師、依頼人と弁護士、クライアントとコンサルタントなどエージェンシー関係は、社会に広く存在する人間関係である。ある主体 (プリンシパル＝依頼人) が、何らかの用役を自らに代わって遂行させるために、他の主体 (エージェント＝代理人) と契約関係にあるとき、両者の間にエージェンシー関係が成立する。プリンシパルとエージェントの利害は必ずしも一致しているわけではない。株主と経営者の関係も、利害が一致しているわけではないという関係である。株主が自らの利害にそって選択する行動が、経営者にとって適切なものであるとは限らないということになる。従って、自らにとって望ましい行動を経営者に実行させるために、いかになる誘因システムを設計するかということが、株主にとっての問題となる。この場合の利害調整機能は、株主に対して経営者がアカンタビリティを遂行する機能ということになる。

以前、エクイティ会計では、エクイティ (持分) という財産権として考えることにより利害の調整ができるようになるといった。エクイティの考え方は、信頼関係が根底になくてはならない関係である。信任の関係は、対等ではなく互助関係であって、エージェンシー関係である。そのためにエクイティ会計でも、エージェンシー関係と同じように情報の非対称性とと呼ばれる現象が起こることが問題であった。利害調整会計の観点からみたエージェンシー理論は、投資家に向けてのアカンタビリティとしての財務報告の必要性が利害調整機能を果たしていることになる。

最近起こった老舗和菓子メーカー「赤福」(三重県伊勢市) による不正出荷問題は、日本農林規格 (JAS) 法などを含むコンプライアンス (法令順守) に対する意識の欠如に加え、不正出荷に対して組織上、歯止めがかからず、最も大切である品質がおろそかになっていたとした。改善策としては、製造日と消費期限を先延ばしした包装紙を売れ残り商品に付けて再出荷する「ま

き直し」や製造日の翌日以降の日付を押印する「先付け」の再発防止のため、製造当日の未出荷品や売れ残り品などは廃棄処分することを挙げた。^(注9) 赤福が「より低コストで、より効率的に」という経済的な利益を追求し始めたときから、エージェンシー関係の利害に食い違いが生じている。消費者は、限定合理的であるために赤福の製造プロセスを監視することができないために、情報の非対称的な状況となり、まき直しによる行為により赤福は合理的でコストの節約ができるので、事実が発覚さえしなければコスト削減を選択する方が企業にとっては合理的であったのである。

このような企業行動は、認識の甘さや価値判断の欠如、非道徳といった人間の「非倫理」や「非合理」によってもたらされた不正ではなく、消費者との情報の非対称性を利用してコストを徹底的に節約し、企業の利益を高めようとする限定合理的な行動であったという見方が、エージェンシー理論である。行動経済学も、人間は、「標準的経済学が前提としている・・・経済人とは違う決定をすることが多いということは事実であっても、そこから「ヒトは合理的でない」という、人間の非合理性を決めつけるような結論を安易に出すことは、はっきりいって間違いだ・・・人は、完全に合理的ではないが、そこそこは上手くできるという意味で「限定合理的である」と言うのが一番適切である。」^(注10) といっている。

受託者は業務情報に関して自己が有利な立場にあることを利用して、委託者の利益ではなく自己の利益を最大化するように行動する現象がモラル・ハザードである。このために委託者は、当然に、受託者との間の情報格差を埋めて不利な状況を解消する目的で、受託者の監視を行い、受託者から業務遂行状況に関する情報を受けることを欲するようになる。このような行動はモニタリング活動と呼ばれるものである。

株主と経営者の関係をエージェンシー関係として把握するとき、経営者から株主への財務報告は、モニタリング活動となる。財務報告をモニタリングとして利用することは、経営者が株主などの利害関係者に対するボンディング活動（自己規制）として働くことにより利害が一致する方向性が見出される現象として理解される。財務報告制度として法制化しておくことにより、限定合理的なボンディング活動のみの頼らなくてよくなる。「もし受託者側がこれを拒否すれば、委託者が両者の関係を終了させる原因にもなるであろう。したがって、逆に受託者側も、自己の現在の地位を維持するために、自己の誠実性や業務遂行能力の優位性を委託者に自発的に示そうとする動機をもっている。」^(注11)

アカウントビリティ（説明責任）は、今までは企業側だけに求められてきたが、このところ投資ファンドに対する情報開示として透明性や公平性を求められるようになってきた。エージェンシー関係の立場が変更することなども起こっている。資本市場の透明性という観点から大株主の実態開示が求められ、利害関係者のアカウントビリティを果たす必要性も出てきている。たとえば、銀行が大量の資金を貸し付けることによってモニタリングする組織的コーポレート・ガバナ

ンスする方法は、平時の時には企業には介入しないが、企業が赤字に陥り危険な状態になったときには、銀行である債権者は積極的に企業に介入し、企業統治をしようとする。巨大債権者は企業に人材を派遣し、財政を立て直し、あるときには企業を清算したり、他企業にM&Aを要望するであろう。このような行動様式により、債権者や株主に従う経営者の利害は調整され、エージェンシー問題は事前に抑制される可能性さえもある。

経営者の非合理で非効率な行動を事前に抑制し、利害調整するためにエージェンシー理論を活用する方法としては、「株主と経営者との利害を一致させるために、株主が何らかの制度を利用して経営者をモニタリングし統治する方法（モニタリング・システム）」と「経営者を所有経営者化する形でインセンティブを与え、経営者に自己統治させる方法（インセンティブ・システム）」^(注12)がある。所有経営者化の方法は、ストック・オプション（自社株購入の選択権）制度であり、経営者自身による自社買収というMBO（management buyout）制度により自己統治させることができる。

利害調整関係は、エイジェンシー理論、取引コスト理論、所有権理論などが適用される分野である。これらは、情報の非対称にかかわる不確実性が、会計の本来的なあり方に通じる。こうした不確実性に対処する仕組みである制度会計は、エクイティ（持分）会計のあり方とはその性格は自ずと異なる。株式会社が証券市場と一体で展開する時代に向けて、会計は、エクイティ会計の利害調整機能からエージェンシー会計の利害調整機能へと証券市場が要求する情報開示やコーポレート・ガバナンスが備わった会社に変貌していくであろう。

財務会計を内部会計統制制度から捉え直すことにより、より信頼されうる財務報告が可能となり、会計学が証券市場で役立つ情報であるためには、企業のアカウンタビリティの発達によってもたらされるであろう。そして、内部統制システムを確立していれば、たとえ問題が起きたとしても、その影響をある程度の範囲に抑えられる可能性は高い、それは経営者が、顧客や株主へのアカウンタビリティを果たすなど、問題発覚後に的確に対処できることが前提となる。

おわりに

会計は、二つ目的に区分できる。ひとつは利害調整会計であり、それは、会計情報が財の分配という利害関係の調整のために使われるものである。もう一つは、情報提供会計であり、それは、財の生産に役立つ情報の提供を目的としたものである。利害調整会計は、会計責任（accountability）を基盤にできているもので、法律制度と同じように、客観的なデータが重要なのである。情報提供会計は、財の生産という目的のため共同した活動であるために、主観的なデータを使用している。利害調整目的のためには会計と数字の「信頼性」が、意思決定目的には会計と数字の「合目的性」が適している。

以前、神戸学院大学の講演会にてカーネギーメロン大学の井尻雄士教授は、「利害調整会計は、

野球の審判が使う会計であり、情報提供会計は、野球の監督が使う会計のようなのである。」^(注13)という表現を使っておられた。審判は対抗する2つのチームの勝ち負けを判定するので、できるだけ客観的なデータに基づいて判断しなければならないが、チームの監督はそのチームの成績をあげることができるなら、どのような主観的なデータを使っても良い。これは利害調整会計と情報提供会計のどちらがいかという問題ではなく、どういう目的のためにどのような会計が適合しているかの問題なのである。

利害調整会計と情報提供会計は、その目的と手段が逆になるとミスマッチが起こる。内部統制の制度会計で、経営者が財務書類の証明を行うときには客観性のある利害調整された情報によって意思決定したいと思うであろう。しかし、法律の方ではあたかも会計は、客観的なデータに基づいて財務諸表が公表されているように取り扱われている。そこにミスマッチがおこりその結果、法と会計の乖離がこれからますますひどくなるのではないかと思われる。しかし、内部統制会計では、利害調整機能を持った情報提供会計の重要性が高まり、財務諸表の信頼性を強調する方に傾くようになってくるであろう。このときの利害調整機能を持った情報提供会計が、エージェンシー会計となるであろう。

(注1) 『日本経済新聞』平成19年(2007年)4月14日付

(注2) 会社法第453条「株式会社は、その株主に対し、剰余金の配当をすることができる。」

(注3) 島原宏明著「債権者保護機能からみた資本制度」『企業会計』2005年9月号P32

(注4) 斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー第2版』東京大学出版会2003年P268

(注5) 田端哲夫著「金融商品の時価会計」『東海学園大学学術研究紀要第8巻第1号経営・経済学研究編』東海学園大学2003年3月P67参照。

(注6) 田中弘著『会計学の座標軸』税務経理協会P382

(注7) Report of the National Commission on Fraudulent Reporting (National Commission on Fraudulent Reporting, 1987), P34 ; 鳥羽至英・八田進二共訳「トレッドウェイ委員会報告書『不正な財務報告—結論と勧告』白桃書房1991年P29

(注8) 菊池研宗著『組織の経済学入門』有斐閣2006年発行P8

(注9) 「赤福「拡販で品質軽視」、東海農政局に改善報告書、冷解凍設備を廃止。」『日本経済新聞』平成19年(2007)11月13日付

(注10) 友野典男著『行動経済学』光文社新書2006年5月発行P61

(注11) 菊池研宗著『組織の経済学入門』有斐閣2006年発行P109

(注12) 桜井久勝・山地秀俊著「第13章 株式安定化が会計情報公開に及ぼす影響」『実証会計学』中央経済社2006年11月発行P246

(注13) カーネギーメロン大学片尻雄士教授の神戸学院大学での講演内容より。平成15年(2003年)5月30日